革新的なものづくり・サービスの提供等を考えている中小・小規模事業者の方へ！

**ものづくり・商業・サービス革新補助金** をご活用下さい！

ものづくり・商業・サービスの分野で、革新的なものづくり・サービスの提供等にチャレンジする中小企業・小規模事業者に対し、認定支援機関やよろず支援拠点とも連携して、試作品・新サービス開発、設備投資等を支援します。

☆ものづくり・商業・サービス補助金

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象事業・  補助上限額 | **【1．革新的サービス事業】**  　革新的なサービスの提供等を行い、３～５年計画で「付加価値額」年率３％及び「経常利益」年率１％の向上を達成する計画であること。  [一般型]  ・補助上限額：1,000万円　※設備投資が必要  [コンパクト型]  ・補助上限額：　７00万円　※設備投資不可  **【2．ものづくり技術事業】**  「中小ものづくり高度化法」に基づく特定ものづくり基盤技術（12分野）を活用していること。  　・補助上限額：1,000万円　※設備投資が必要  **【3．共同設備投資事業】**  　複数の事業実施企業が共同し、設備投資により、革新的な試作品開発等やプロセスの改善に取り組むことで、事業実施企業全体の３～５年計画で「付加価値額」年率３％及び「経常利益」年率１％の向上を達成する計画であること。  ・補助上限額：共同体で5,000万円（500万円／社）  ※設備投資が必要（「機械装置費」以外の経費は、事業者管理者の「直接人件費」を除き補助対象経費として認めておりません。） |
| 補助率 | 補助対象経費の２／３ |
| 補助対象経費 | 機械装置費、原材料費、直接人件費、技術導入費、外注加工費、委託費、  知的財産権関連費、運搬費、専門家経費、雑役務費、クラウド利用費 |
| 締切期日 | * 平成27年８月５日（水）【当日消印有効】 |

【必要書類】

1. 事業計画書一式（様式１、２）　②２期分の決算書（設立２年未満の企業は１期分、設立間もない企業は、事業計画書及び収支予算書）　③定款若しくは登記事項証明書（個人企業の場合は確定申告書、納税証明書等、事業を行っていることが示されている書面）　④認定支援機関確認書　⑤人材育成・賃上げに取り組む企業は、領収書、賃金台帳等）　⑥上記①～⑤を記録した電子媒体（ＣＤ-Ｒ等）及びペーパーで正本１部、副本５部を提出

* 上記①～⑤の申請書及び公募要領は茨城県中小企業団体中央会ＨＰからダウンロードできます。

（ＵＲＬ）　http://www.ibarakiken.or.jp/

* 申請希望の事業所は商工会（289-2132）へご連絡下さい。
* 書類提出先：茨城県地域事務局【〒310-0801　水戸市桜川2-2-31　ミトコンチェルト

ビル1Ｆ】

|  |
| --- |
| * お問合せは商工会へ！　　城里町阿波山38-4　℡　029-289-2132 |